

## 出願手続 ▶ 学校推薦型選抜 [公募制]

●学校推薦型選抜 [公募制] に出願する者は全員、該当する出願書類をすべて提出してください。

**注意!** 「調査書」等の出願書類は発行に時間がかかる場合がありますので、出願期間開始前に手配してください。

下表の出願書類を準備する 全員提出…◎ 該当者のみ提出…○

※(WEB)は出願サイト上で入力して作成する書類です。 ※(DL)は本学ホームページから用紙をダウンロードすることが可能です。

※事前に準備する書類…2・3・4・5 (活動実績を証明する書類)・7

		提出書類	書類作成上の注意
1	◎	志願票 (WEB)	出願サイトへ志願情報等を登録し、内容を確認して印刷してください (P.60参照)。 <b>&lt;医療福祉学部、赤坂心理・医療福祉マネジメント学部 医療マネジメント学科の「有資格者に対する学科適性試験【基礎学力試験】免除」志願者のみ&gt;</b> 出願サイトの入試区分を選択する画面で「学科適性試験【基礎学力試験】免除」の区分を選んでください。
2	◎	調査書	「調査書 (厳封されたもの)」を提出してください。 ※卒業見込みの者は、最新の成績等が記載された調査書を提出してください。 ※卒業後は、卒業後4月1日以降に発行された調査書であれば受け付けます。 ※高等学校等の先生方へ ~調査書作成にあたってのお願い~ 志願者の高等学校等での活動(「クラブ活動での役職、継続年数」や「生徒会活動」)については、評価における根拠資料として調査書を活用しますので詳細に記載してください。
3	◎	志願理由書 (DL)	本学所定の用紙(様式1)を使用してください。 P.2~P.3の各学科アドミッションポリシー(入学受入れの方針)を確認し、その学科の求める学生像・要件をふまえ、志願理由や医療福祉専門職を目指す理由および入学後の目標と抱負を、 <b>志願者が自筆で記入</b> してください。 <b>※必ず1枚にまとめてください。文字数・文章量の指定はありません。</b> <b>※黒の筆記具を使用してください(ボールペン推奨、消せるボールペンは不可、B以上の黒鉛筆でも可)。</b>
4	◎	推薦書 (学校推薦型選抜用) (DL)	本学所定の用紙(様式4)を使用してください。 出願前3ヶ月以内に作成、厳封されたものを提出してください(調査書と同封でも可)。 ※パソコンで作成しても構いません。本学ホームページ「受験生応援 Navi」から、Word形式と入力可能なPDF形式のデータがダウンロードできます。
5	◎	活動実績報告書 (WEB) および 活動実績を 証明する書類	課外活動や社会貢献活動、語学、取得資格等、特筆すべき活動実績を出願サイトで入力し、印刷してください (P.61参照)。 <b>※入力すべき内容がない場合も、必ず全員提出してください。</b> ※語学・取得資格は中学入学以後のもの、その他の活動実績は高等学校入学以後のものに限ります。 <b>&lt;活動実績を入力した者のみ&gt;</b> 入力した内容を証明する書類(賞状、認定書、新聞・雑誌等)を必ず提出してください。 ※証明書類は、 <b>1つの活動実績に対し1枚のみとし、A4サイズ片面</b> にコピーして提出してください。 証明書類は返却できませんので、原本は送付しないでください。 ※その書類だけでは活動実績を十分に証明できない写真等の提出は不可とします。 ※証明書類の右上に活動実績報告書の資料番号と同じ番号(①~⑧)を記入してください。 ※「所属した部活動」「課外活動・社会貢献活動」を証明する書類の提出は不要です。
6	○	健康状況調査票 (該当者のみ) (WEB)	<b>&lt;受験および修学にあたり伝えておきたい、現在までに発症した大きな疾患、あるいは外傷のある者のみ提出&gt;</b> 出願時の健康状況を出願サイトで入力し、印刷してください。 ※受験上および修学上の配慮を必要とする場合はP.12を確認してください。 ※入力にあたり、病院等を受診する必要はありません。 ※入力された内容が合否に影響することはありません。
7	○	取得資格を 証明する書類のコピー (該当者のみ)	<b>&lt;医療福祉学部、赤坂心理・医療福祉マネジメント学部 医療マネジメント学科の「有資格者に対する学科適性試験【基礎学力試験】免除」志願者のみ&gt;</b> 取得資格を証明する書類(認定書等)をA4サイズにコピーして提出してください。 ※書類は返却できませんので、原本は送付しないでください。

※外国語の証明書類等には日本語訳または英語訳を必ず添付してください。なお、科目、成績評価等が符号または略字等により表記されている場合や成績基準の記載がない場合は、その説明を必ず添付してください。

※出願時点での氏名が、調査書等の提出書類の表記と異なる場合は、提出書類が本人のものであることを証明する書類(戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)等)を提出してください。